

排水設備工事の手順

①工事の依頼

指定工事店を決めていただき、調査・設計・見積をして下さい。
工事の方法・工事の日数等十分打ち合わせをして下さい。



⑤工事着手

指定工事店は、許可に基づき工事に着手します。



②設計・見積・契約

費用・支払い条件等は十分確認して下さい。



⑥工事完成

工事が完了したら、指定工事店が完了届を提出し、検査日を決めます。



③町へ排水設備確認申請書提出

申請書には、依頼者の署名と押印が必要です。内容をよく確認して下さい。



⑦町による完了検査

検査基準に基づき検査を行います。検査合格後、検査済証を交付します。



④申請書の審査

町が申請書を確認し、許可の可否を決定します。



⑧下水道使用開始届の提出

下水道使用開始となります。



排水設備工事をするときは、必ず**松前町が指定した「指定工事店」**へお申し込みください。松前町の指定を受けていない業者は、排水設備工事を行うことができません。